

「コモロ連合月報」は、現地新聞報道を当館限りでまとめたものです。記事中の客観事実は、日本政府やコモロ政府の公式見解と異なる場合がありますが、当館では文責は負いかねますのでご了承下さい。

## コモロ連合月報(2015年10月)

### 主な出来事

#### 【内政】

- サンビ前大統領支持者等による、同氏の被選挙権認定を求める嘆願書の憲法裁判所への提出(16日)
- 東アフリカ待機軍(EASF)設置関連法の可決(19日)

#### 【外政】

- 第11次欧州開発基金(FED)による、68百万ユーロ(2014~2020年)の支援協定の締結(21日)
- 仏AFDによる、第3次能力強化研究基金(Ferc)に係る総額200百万ユーロの支援協定の締結(21日)

#### 【経済・経済協力】

- コモロ第2の通信オペレーターをテルマとする旨の正式発表(2日)
- ファーウェイ社(中国)の支援による、光ファイバーの地下ケーブル敷設工事の開始(10日)

#### 【内政】

##### ●アンジュアン島議会の機能不全

先月29日からアンジュアン島議会は第3回目となる今期最後の通常会期に入ったものの、モハメド・アフアン機構関係担当財政委員の欠席により30日まで各部門委員長間会議が開催できず、また島政府から提出のあった各議題については、議題が読み上げられたのみで審議は入れない状態になっており、議員からは議会執行部がその役割を放棄しているとの批判が上がっている。(1日付 Al-Watwan)

##### ●国民集会実施に向けた「8月11日運動」の動き

1日、8月11日運動(注:本年8月の、インド洋スポーツ競技会におけるマイヨット島代表団の仏国旗使用に対する抗議運動/同主導団体)の主催した「合意覚書」に関する会議に、40近くの政治、市民団体が参加した。会議では国民集会の実施を具体化するための議論がなされたとみられる。(5日付 Al-Watwan)

##### ●第2回国民議会通常会の開会

2日、議員及び一部政府関係者出席の下、2016年予算審議を主な議題とした国民議会が開会した。前回の議会を欠席した野党議員も今次審議には参加し、アブドゥ・ウセイン国民議会議長は「議会の混乱の沈静化と復活の印」であるとしてこれを歓迎した。(5日付 Al-Watwan)

##### ●2016年大統領選挙準備:野党からの批判

「コモロ連合月報」は、現地新聞報道を当館限りでまとめたものです。記事中の客観事実は、日本政府やコモロ政府の公式見解と異なる場合がありますが、当館では文責は負いかねますのでご了承下さい。

野党は、「各投票所の管轄範囲については、行政委員会の意見を踏まえた上で内務大臣が決定する」等の内容を定めた、コモロ国外における選挙人リストへの登録条件に係る省庁間令、及び（次期大統領選に向けて改訂される予定であった）新選挙法の内務大臣による差し戻しを批判している。野党勢力は、新選挙法案の内「現職閣僚が被選挙人登録する際の、当該閣僚の投票日6か月前の辞任」条項を問題視した政府が差し戻しを行ったとしているが、ムサイディエ内務相は、「省庁間令は、手続き上の瑕疵により10月5日から保留されている。また、そもそも新選挙法案に問題とされる条項は存在しない上、（コモロの加盟している）アフリカ連合憲章追加条項によれば、投票前6か月以降の選挙法の改定は認められない」と主張している。（9日付 Al-Watwan）

#### ● 2016年選挙：選挙人登録促進キャンペーンの実施

Ngo' shawo（自覚的なコモロ青年運動）はEUの資金援助（Pacte II）により、欧州選挙支援センター（ECES）の支援で、選挙人登録を促進するための「数は力」と銘打った啓発活動を11日から5日間に亘り実施している。多くのコモロ国民が生体認証システムの人口調査に難色を示しており、全人口約90万人のうち選挙人登録が行われているのは約27万5千人に留まる。（12日付 Al-Watwan）

#### ● アンジュアン島議会：部門委員長の罷免

教員の採用における不正の疑義が持たれているアブドゥルハミド教育・文化・青年・スポーツ委員及びクローブ価格下落への対応につき批判を受けているイブラヒム水・電気・環境担当産業・経済・投資委員に対し、19名のアンジュアン島議会議員の内13名が島知事宛の罷免嘆願書へ署名した。各島地位関係法第49条によれば、各島議会議員が所属する委員会の各委員の罷免執行の可否については島知事が最終決定を行う権限を持つ。（13日付 Al-Watwan）

#### ● 2016年大統領選挙：立候補者代表との意見交換会合

選挙に係る協議・意見交換・プロセス枠組（CPCESPE）代表として、ムサイディエ内務大臣は13日、2016年の大統領選挙及び各島知事選挙へ向けた同枠組第1回会合を開催した。民主的で自由且つ公平な選挙実施のため各立候補者の代表と政府の間で実施される同会合では、選挙人リストや在外自国民の投票に関する準備作業についての説明が行われたが、内務大臣が早々に会を退席したため、野党側は質問に対する十分な回答が得られていないとして、同大臣との次回会合の必要性を強調した。（13日付 Al-Watwan）

#### ● 東アフリカ常設待機軍関連法の可決

14日、東アフリカ待機軍（EASF）設置関連法が国民議会において賛成多数で可決された。今後大統領は同協定を批准できるようになった。（19日付 Al-Watwan）

#### ● 2016年大統領選挙：立候補表明

「コモロ連合月報」は、現地新聞報道を当館限りでまとめたものです。記事中の客観事実は、日本政府やコモロ政府の公式見解と異なる場合がありますが、当館では文責は負いかねますのでご了承下さい。

16日、モハメド・アリ・ディア外務・協力省国家儀典長（元駐エジプト大使）が次期大統領選への立候補の意思を表明した。また17日、ムイニ・バラカ・グランドコモロ島知事がモヘリでの会合において、19日にはアラウイ Ulezi 党党首が立候補の意志を表明している。（20、21日付 Al-Watwan）

#### ● 2016年大統領選挙：サンビ前大統領派の動き

サンビ前大統領の被選挙権について、同氏支持者らは憲法裁判所に対して、憲法13条の解釈を求める嘆願書を提出した。同時に、同支持者らは16日にも憲法裁判所に対し（被選挙権の認定を求めた）請願書を提出しており、サンビ前大統領は同請願書には5万2千人の署名が集まったとしている。一方、国内法学者は、裁判所の権限に係る法律によれば、憲法裁判所に意見を求められるのは大統領、国民議会議長及び各島知事のみであり、本件に係る裁定を行う権限はないとしている。（20日付 Al-Watwan）

#### ● 2016年大統領選挙：EUによる資金援助

20日、ムサイディエ内務大臣は、EUによる選挙における透明性・信頼性支援計画第2フェーズ（Pacte II）開始セレモニーを実施し、ソイリヒ財務担当副大統領、Mar jaana Sall EU代表（駐モーリシャス）等が参加した。総額4.100万ユーロ（20億コモロフラン）に上る同計画では選挙への啓蒙活動等が行われる。（21日付 Al-Watwan）

#### ● 2016年島知事選挙：モヘリ島知事選を巡る議論

島知事選挙への候補者を巡り、進歩・開発連合（UPDC、イキリル大統領派）内部では、党内投票により決定すべきとする派と、イキリル大統領夫人にすべきとする派の間で対立が続いている。UPDC モヘリ島事務局長は、UPDC 本部の決定を待つとしている。（23日付 Al-Watwan）

### 【外政】

#### ● 中国による機材支援

3日、バラカ・グランドコモロ島知事は、治安当局へ3台の電動ポンプ車の引渡を行った。知事によればこれら機材は中国からの供与物資の一部であり、その他に、漁業器具や事務用品が供与されているとした。（5日付 Al-Watwan）

#### ● 違法漁の取り締まり

コモロ政府の違法漁への取締に関して、1日、欧州委員会は不法漁業廃絶への取り組みにおいて、「コモロが同取り組みへ非協力的な国として見なされる恐れがある」とするコミュニケを発売した。また、コミュニケでは、「コモロ籍の漁船において、同国国内法に違反した操業が見られる。また国内関係法、制裁方法、海洋資源管理、（違法行為の）調査、監督及び監視体制に欠陥が残る」と指摘している。コモロは漁船関連資料管理の一部を海外の民間業者に委託している

「コモロ連合月報」は、現地新聞報道を当館限りでまとめたものです。記事中の客観事実は、日本政府やコモロ政府の公式見解と異なる場合がありますが、当館では文責は負いかねますのでご了承下さい。

ことでも批判されており、今回、注意の第一段階である「イエローカード」が出されたことになる。(7日付 Al-Watwan)

#### ●新チェコ共和国大使の信任状捧呈

16日、Karel Hejc コモロ・チェコ大使(駐エチオピア)はイキリル大統領に信任状を捧呈した。(19日付 Al-Watwan)

#### ●中国独立記念式典の開催

25日、中国独立66周年記念レセプションが開催され、モハジ副大統領他政府高官及び駐コモロ各国外交団が出席した。Xiao Ming 駐コモロ中国大使はスピーチの中で中・コモロの協力関係向上に触れ、2019年のインド洋スポーツ競技会誘致に向けたスタジアム建設を始め、海底ケーブル敷設、太陽エネルギー、マラリア対策、デジタルテレビ放送等の事業を協力予定案件として挙げた。(大統領府 HP, Gazette des Comores)

#### ●EU及び仏による対コモロ支援

20日、ソイヒリ財政担当副大臣は2件の支援協定へ署名を行った。1件目はEUとの協力支援プログラム(Pac)で、2014~2020年に第11次欧州開発基金(FED)より68百万ユーロの支援が行われる。2件目は仏AFDとの第3次能力強化研究基金(Ferc)に係る協定で、水、環境、保健及び民間セクター分野へ総額200百万ユーロの支援が行われる。(21日付 Al-Watwan)

#### ●EUによる支援：気候変動対策

20日、昨年7月25日に署名が行われた、コモロ政府とEUの協同による気候変動対策同盟計画(Amcc)が開始された。同枠組みでは、EUから5年間で15億コモロフラン(約3百万ユーロ)の支援により、コモロ政府の定めた開発計画を考慮に入れた、気候変動への「回復力」の向上を目的としたプロジェクトが実施される。(21日付 Al-Watwan)

#### 【経済・経済協力】

#### ●マダガスカル電話会社テルマのコモロ進出

2日、技術評価82/100点、約70億コモロフランの資金支援を提示しモーリシャス・テレコムを凌いだテルマが、コモロ第2の通信オペレーターとなることが正式に発表された。(2日付 Al-Watwan)

#### ●漁業法遵守への啓蒙活動

世銀の支援による南西インド洋の漁業計画(Swio Fish1)枠組みにおける、「優先漁場のグッドガバナンスに係る地域推進力」プロジェクトに基づき、国内漁業関係者へ漁業法の遵守、特に

「コモロ連合月報」は、現地新聞報道を当館限りでまとめたものです。記事中の客観事実は、日本政府やコモロ政府の公式見解と異なる場合がありますが、当館では文責は負いかねますのでご了承下さい。

漁船登録及び登録料納付の徹底を呼びかけるための会合が開催された。同法によれば、漁業に関する協定が結ばれていない国の漁船に関しては、漁業ライセンスは交付されない。(12日付 AI-Watwan)

#### ●光ファイバー敷設工事の開始

10日、ファーウェイ社(中国)の支援による、光ファイバーの地下ケーブル敷設工事が正式に開始された。工事は総距離404km(グランドコモロ島180km, アンジュアン島124km, モヘリ島83km), 工期18ヶ月で行われる予定。また、第2の海底ケーブル敷設に関し、コモロ、マダガスカル及びモーリシャス(記事ママ, 世銀HPによればコモロ, マダガスカル, マイヨット)を繋ぐケーブル敷設事業であるFly(テルマ事業)・Lion3(マダガスカルOrange事業)プロジェクトへの協力に係る契約交渉が行われている。12百万ドルに上る同新規投資プロジェクトは、世銀の支援プログラムRCIP4により、海底ケーブル開発を目的に新たに設立された国営企業コモロ・ケーブルにより実施される見込み。(12日付 AI-Watwan)

#### ●インド洋域内の経済関係・商業能力の強化プログラム実施

7日、インド洋産業・商工会議連盟(UCCI01)はポートルイスにて、インド洋域内の商業能力強化プログラムを正式に発足させた。仏AFDからの2.4百万ユーロに上る支援を受けて実施される同プログラムは、域内の交易条件の改善により競争力を高め、国際市場への進出の後押しをするもの。(12日付 AI-Watwan)

#### ●石油開発契約を巡る係争事案

Boulle Mining グループ(ルクセンブルク)が、コモロ政府との間で2011年11月6日に交わした「石油・ガス開発及び技術支援に係る契約」破棄を巡り、コモロ政府へ数十億コモロフランの賠償請求を求めていた件に関して、22日、シティ・カシム・エネルギー大臣は、ロンドンの仲介裁判所がコモロ政府の賠償責任を否定する決定を下したと発表した。事の発端は2012年当時、モハジ・エネルギー担当副大統領の代理を務めていたソイリヒ現財務担当副大統領が、政府の許可なく、コモロでの同グループによる独占的な石油開発を認めるとの契約に署名した点にあり、政府がその後同契約破棄を宣言していたもの。(26日付 AI-Watwan)

#### ●ビジネス環境の改善

27日に発表された2016年の世銀Doing Businessにて、コモロはビジネス環境指標で189カ国中154位となり、昨年の159位から5ランク向上した。分野別に見ると、企業設立分野では173位(昨年163位)と後退したものの、融資獲得分野では109位(昨年128位)と顕著な改善が見られた。